

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：静岡市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和3年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	静岡市	職員数* (H19. 4. 1現在)	181
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	47円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	41015
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	5561
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.885
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	15.7
		経常収支比率*（%）	83.5

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>〔合併期日：平成15年4月1日 合併前市町村：静岡市 清水市〕平成15年4月に会計を統合。旧静岡市4課1室19係、旧清水市4課13担当を平成15年4月に2事務所8課に統合。翌平成16年4月に7課に改正した。経営合理化施策とし、財務会計システムを平成15年に、水道料金システムを平成17年に、水道マッピングシステムを平成19年に統合した。その他、給水装置審査検査申請書、水道料金請求書、水道料金徴収サイクル等の統合を順次行った。</p> <p>〔合併期日：平成18年3月31日 合併前市町村：静岡市 蒲原町〕平成18年3月に会計を統合。旧蒲原町の1課を1担当に統合した。財務会計システム、給水審査検査申請書類等の統合を行った。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	静岡市水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	静岡市公営企業管理者 河野正也
既存計画との関係	静岡市行財政改革推進大綱実施計画（集中改革プラン）（平成17～21年度）「静岡市水道事業中期経営計画」（平成17～21年度）
公表の方法等	静岡市企業局HPに掲載、議会（企業教育委員会）への報告。
基本方針	合併後1市3制度となっていた水道料金の適正化を図るため、平成20年度目途の料金一元化を行うとともに、定員管理の適正合理化を図るため、職員数は集中改革プラン（中期経営計画）及び定員管理計画により削減していく。また、地震・渇水対策及び、合併後の地域格差解消を図るための施設整備に資本の投下が必要な中、公共事業のコスト縮減及び民間的手法の導入等による経費節減に努めるとともに、これらを水道使用者に対し積極的に情報開示していくこととする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		2,048	1,340	3,388
	補償金免除額		461	207	668
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		844	886	1,730

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	1,507,350	2,047,304	1,339,818	4,894,472
合 計 (A)		1,507,350	2,047,304	1,339,818	4,894,472
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,507,350	2,047,304	1,339,818	4,894,472

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	912,422	806,553	885,040	2,604,015
合 計 (A)		912,422	806,553	885,040	2,604,015
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		912,422	806,553	885,040	2,604,015

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>静岡市は平成15年4月に旧静岡市と旧清水市が対等合併し、平成17年4月に政令指定都市に移行、平成18年3月に旧蒲原町を編入合併した。平成17年度における普及率は96.7%、有収率は85.9%で、いずれも政令指定都市の中では最下位となっている。普及率が低い理由は地下水が豊富であることから、生活用水を井戸水に依存している家庭が多いことが原因と思われる。有収率の向上については漏水対策の充実を課題として取り組んでいる。給水原価に占める資本費の割合は40.1%、14政令指定都市の中で高いほうから7番目で平均38.4%をやや上回っている。自己資本構成比率は50.67%、高いほうから8番目で平均53.42%をやや下回っている。元金償還金比率は33.8%、高いほうから8番目で平均36.12%をやや下回っている。なお、合併後の格差解消のため、今後も新たな建設改良費が生じ、企業債の増加は止むを得ない状況となっている。</p>	
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>平成15年4月に旧静岡市と清水市が対等合併、平成18年3月に旧蒲原町を編入合併したが、料金は合併協議会の方針に基づき1市3制度となっている。平成20年度を目途に一元化し、適正な料金設定を図る。</p>	
	<p>課 題 ② 地震・濁水対策の充実</p> <p>想定される「東海地震」に備え、取水、浄水場等水道基幹施設や配水池、取水施設、送・配水管の耐震化等強化する必要がある。</p>	
	<p>課 題 ③ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>静岡市行財政改革推進大綱（集中改革プラン）により適正な定員管理を目標に職員削減を図る。</p>	
	<p>課 題 ④ 民間的経営手法等の導入</p> <p>平成19年2月から上下水道お客様サービスセンターを民間委託により開設し業務運用の拡充を図っているが、修繕センターの充実及び両者の連携等によりサービス向上を図る。</p>	
	<p>課 題 ⑤ 透明性の高い情報提供の徹底</p> <p>水道事業は使用者の負担により成り立っていることから、事業目的・事業内容・経営状況等あらゆる情報を積極的に公開し、使用者の方々の理解を得られる努力を行う。</p>	
	<p>課 題 ⑥ 資本投下の抑制</p> <p>施設の老朽化に伴う更新及び耐震対策等による事業費の投下及び、合併に伴う計画の見直しが必要な中、今後も公共工事コスト縮減が求められる。</p>	
	留意事項	有収率の向上（漏水防止対策）

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率*	(%)	120	122	124	122	116	112	102	104	101	100
総収支比率(法適用)	(%)	85	88	91	87	87	142	122	128	126	125
経常収支比率(法適用)	(%)	161	164	163	157	149	142	124	124	121	121
営業収支比率(法適用)	(%)	163	165	165	159	150	142	124	125	121	121
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0	1	0	0	1	1	1	1	1
	うち基準内繰入金	(%)	0	1	0	0	1	1	1	1	1
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	4	6	4	9	2	2	7	4	2
	うち基準内繰入金	(%)	3	2	2	3	1	2	4	4	1
	うち基準外繰入金	(%)	2	4	3	6	1	0	4	0	1
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成15年4月に旧静岡市、旧清水市が対等合併。平成18年3月に旧蒲原町を編入合併。それぞれの合併協議会の方針に基づき、合併前の水道料金を据え置いている。旧静岡市は口径別従量料金制で平成13年4月改定。旧清水市は用途別従量料金制で平成9年4月改定。旧蒲原町は用途別従量料金制で平成11年10月改定。各使用料体系に基づく需要予測により給水量を乗じて料金収入を見込んでいる。なお、平成20年4月を目途に、1市3制度となっている現行料金を平均改定率-3.2%（旧静岡-7.07%、旧清水+4.08%、旧蒲原+18.65%）で口径別従量料金制に一元化の予定。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計から消火栓設置補助金、消火栓維持管理補助金
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設投資関係では、平成19年度から平成23年度までに、取水場他施設50億円、経年配水管布設替33億円、送配水管布設27億、門屋浄水場緩速ろ過施設改修14億、等200億強を予定。資産売却収入等は計上なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	料金収入は使用水量が現状のまま推移すると想定した。資産の増加に伴う減価償却費の増加を考慮した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方           <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>集中改革プラン(中期経営計画)・定員管理計画に基づき、平成17年度から平成21年度までに△7.42%(13人)の職員削減を予定し、平成19年度末までに11人を削減実施済み。(経営課題③)</p> <p>給与構造改革は、給与カーブのフラット化、枠外昇給の廃止、号俸の4分割など国と同様に実施。地域手当は国の基準である6%を支給(課題③)特殊勤務手当については、平成14年度業務手当を廃止した。</p> <p>労務職員については民間委託化や非常勤化を進め、退職不補充としている。本年度末までには、労務職員の給与水準の適正化に向けて、その見直しの取り組み方針を公表する。(課題③)</p> <p>退職時特別昇給については平成17年度に廃止した。(課題③)</p> <p>平成18年度に、業務経理について給付事業会計と一般事業会計に分け、給付事業会計は会費のみで実施し、一般会計は交付金と会費を含む自主財源の折半とするなど見直しを行っており、今後も引き続き各種の見直しを行っていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>工事の同時施工による事業効率化、再生砕石・再生アスファルト・土質改良土の利用促進、設計図書等電子化、CADシステムの積極活用、建設機械の環境対策、緩速ろ過の膜ろ過変更による用地費の節減等によるコスト縮減。契約電力の変更(H16)、水中ポンプの汎用化(H18)、中町及び清地浄水場施設管理を谷津浄水場と一括管理(経営課題⑥)</p> <p>閉庁時路上修繕受付業務委託化(H14)、検針委託料引き下げ(H15)、中町及び清地浄水場施設管理を谷津浄水場と一括管理、上下水道お客様サービスセンターの運用開始。(H18) (経営課題④)</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金一元化に伴い、総括原価主義による料金水準を見直した結果、料金の引き下げを検討している。（経営課題①）
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成20年4月を目途に、1市3制度の水道料金を一元化する。料金値上げとなる世帯の負担増を極力抑制するため、料金改定率は平均マイナス3.2%（旧静岡－7.07%、旧清水＋4.08%、旧蒲原＋18.65%）を予定。（経営課題①）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	集中改革プラン（中期経営計画）に基づく達成状況を企業局HPに掲載（毎年8月）。広報紙「くらしと水」に予算、決算、財政状況等について公開。水道料金一元化に当たり「水道料金等懇話会」設置し公平公正な料金設定について検討している。（経営課題⑤）
○ 行政評価の導入	市長部局とともに事前の事務事業評価を実施してきたが、平成19年度より、市長部局に準じた時中・事後事務事業評価に拡大実施を予定している。
5 その他	平成17年度に事務事業の一元化により、受水槽以下の給水施設の審査検査手数料を有料に統一した。平成20年度に現在1市3制度の審査検査手数料を統一（旧蒲原町を含む清水区を葵区・駿河区に合わせ値上げする。）水道料金請求書の郵送時、郵便番号毎とりまとめ郵便料金の割引適用を受けている。（年間200万円強）

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プラン（中期経営計画）・定員管理計画に基づき、平成17年度から平成18年度までに6人の職員削減をはかり、平成19年以降7人の職員削減を実施予定。（経営課題③）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営の効率化としては、コスト縮減として、工事の同時施工、管の浅埋設、再生砕石・再生7ルフト・土質改良土の利用促進、設計図書等の電子化、CADシステムの積極活用、建設機械の環境対策、緩速ろ過施設を膜ろ過施設に計画変更することによる用地費の節減等を行った。その他、契約電力の変更、水中ポンプの汎用化、浄水場施設管理の統合等を行った。料金の適正化としては、静岡市の水道料金が、平成15年4月の旧静岡市と旧清水市との対等合併に際し、合併協議会の事業すり合わせ方針により、「水道料金については合併後、当分の間、現行どおりとし、新市における水道事業計画を速やかに策定し、料金体系を検討するものとする」と決定された。更に平成18年3月に編入合併した旧蒲原町との合併協議会においても「合併後当分の間、現行どおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする」とされた。このため、旧静岡市においては平成13年4月、旧清水市においては平成9年4月、旧蒲原町においては平成11年10月の改定料金をそのまま継続し1市3制度となっている。これを適正な料金水準に一元化するため平成20年度に平均改定率マイナス3.2%の料金改定を行う。なお、当市に繰越欠損金はない。その他、収入確保対策として、コンビニ収納による納付機会の拡大を図るとともに、低下傾向である口座振替への勧奨をに努める。（経営課題①）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	赤字補填的基準外繰出しについては過去に実績は無かった。今後も適正な料金改定により発生が無いように努力する。
4 その他	合併後も1市3制度の給水装置審査検査手数料を、平成20年度一元化（旧蒲原町を含む清水区を葵区・駿河区に合わせ値上げ。）する。（経営課題①）企業局広報紙「くらしと水」及び企業局ホームページの内容を経費負担増無く充実させ、使用者に満足及び理解を得られる情報提供を目指す。（経営課題⑤）

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
1	料金改定率	0	0	0	0	0		0	-3.2	0	0	0	
	改善額(料金の適正化)※1												
2	未収金の徴収対策												
	改善額												
3	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
4	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)	49					49						
4	その他(審査検査手数料等)												
	改善額			1	2	3	3	2	7	7	7	7	30
<b>【経費の削減】</b>													
2	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	1,839	1,736	1,673	1,653	1,640		1644	1636	1604	1604	1604	
	改善額	95	198	261	281	294	1,129	-4	4	36	36	36	108
	給与水準	1,839	1,736	1,673	1,653	1,640		1644	1636	1604	1604	1604	
	改善額	95	198	261	281	294	1,129	-4	4	36	36	36	108
	その他( )	0	0	0	0	0							
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	264	255	218	184	284		285	285	285	285	285	
	職員数(人)	203	200	196	192	186		181	180	179	179	179	
	増減数(人)	2	3	4	4	6	19	5	1	1	0	0	7
2	維持管理費等												
	改善額(適正化)	6	113	2	3	5	129	2	2	2	2	2	10
2	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)	40	246	232	57	449	1,024	106	74	112	117	117	526
4	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	40,031	39,779	40,117	40,175	41,015		41,021	40,527	40,760	41,040	41,356	
	増減	-489	-252	338	58	840		6	-494	233	280	316	
	計画前5年間改善額 合計						2,385						改善額 合計 674
	(参考) 補償金免除額												668

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	681	696	698	697	696	696	696	696	696	696
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	79,884	78,611	78,826	79,002	77,665	77,665	77,665	77,665	77,665	77,665
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	362,945	359,588	359,588	363,588	363,228	371,888	375,888	375,245	379,245	384,245
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	292,354	279,455	285,908	278,058	274,128	341,129	341,694	344,249	346,790	346,790
最大稼働率(%)	80.55	77.72	79.51	76.48	75.47	91.73	90.90	91.74	91.44	90.25
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	135.02	134.42	134.47	134.45	133.69	133.69	129.41	129.41	129.41	129.41
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	114.05	111.78	110.15	111.77	116.58	120.97	128.54	126.75	129.67	130.01

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

静岡市水道事業基本計画により、4簡易水道(谷津団地、新聞団地、八十岡、牛妻)の上水道への統合協議を進め、平成19年度に谷津団地、八十岡を統合する予定。





V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(2) 工業用水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画前5年間 実 績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画合計
		(計画前5年度) (決 算)	(計画前4年度) (決 算)	(計画前3年度) (決 算)	(計画前々年度) (決 算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	水需要の開拓												
	改善額(開拓による収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)												
	増減数(人)												
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	配水能力の見直し												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高												
	増 減												
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額

② 経営状況

	平成○年度 (計画前5年度) (決 算)	平成○年度 (計画前4年度) (決 算)	平成○年度 (計画前3年度) (決 算)	平成○年度 (計画前々年度) (決 算)	平成○年度 (計画前年度) (決算見込)	平成○年度 (計画初年度)	平成○年度 (計画第2年度)	平成○年度 (計画第3年度)	平成○年度 (計画第4年度)	平成○年度 (計画第5年度)
一日平均配水量(m)の総計(全施設)①										
一日配水能力(m)の総計(全施設)②										
施設利用率(%) (①/②×100)										
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )										
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )										

③ 施設利用率改善についての方策

注1 本項目については、計画前年度決算見込において施設利用率が6割未満の団体のみ記入すること。

2 「施設利用率改善計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

V 線償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(3) 都市高速鉄道事業

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成○年度 (計画前5年度) (決算)	平成○年度 (計画前4年度) (決算)	平成○年度 (計画前3年度) (決算)	平成○年度 (計画前々年度) (決算)	平成○年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成○年度 (計画初年度)	平成○年度 (計画第2年度)	平成○年度 (計画第3年度)	平成○年度 (計画第4年度)	平成○年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	旅客運輸収益の増												
	改善額												
	附帯事業等収入の増(資産の有効活用)												
	改善額												
	附帯事業等収入の増(上記以外)												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職給与金以外)												
	改善額												
	うち整備員、運転手、車掌、駅務員												
	改善額												
	うちその他正規職員												
	改善額												
	うちその他臨時職員												
	改善額												
	職員給与費(退職給与金)												
	営業キロ当たり職員給与費												
	改善額												
	職員数の減(人)												
	増減数(人)												
	うち整備員、運転手、車掌、駅務員(人)												
	増減数(人)												
	うちその他職員(人)												
	増減数(人)												
	営業キロ当たり職員数(人)												
	増減数(人)												
	維持管理費の縮減												
	改善額												
	営業キロ当たりの維持管理費												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高												
	増減												
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 改善額については、「1 最終目標値」のうち改善額を記入することが可能なもののみ記入すること。

3 「維持管理費の縮減」欄については、動力費又は燃料油脂費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託料、その他費用のうち、改善額を記入することが可能なものの合計額を記入すること。

4 「営業キロ当たりの維持管理費」欄については、営業キロ当たりの動力費又は燃料油脂費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託料、その他費用の合計について記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 病院事業

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画前5年間 実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	計画合計
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標	
職員数	医師	職員数											
		増減数											
		改善額											
	看護部門職員	職員数											
		増減数											
		改善額											
	医療技術職員	職員数											
		増減数											
		改善額											
	その他の職員	職員数											
		増減数											
		改善額											
		職員数											
		増減数											
改善額													
医業収益に対する職員給与費割合													
収入確保	入院・外来患者の確保												
	改善額												
	患者一日一人当収入の増												
	改善額												
	その他												
改善額													
費用削減	人件費の見直し												
	うち退職手当以外												
	うち正職員												
	改善額												
	うち非常勤職員												
	改善額												
	うち退職手当												
その他													
改善額													
改善額													
改善額													
累積欠損金比率													
増減													
企業債現在高													
増減													
							計画前5年間改善額 合計						
								改善額 合計					

(注) 1. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

2. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

3. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額



(4) 病院事業 (つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	類似規模 全国平均 (平成 年度)
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標	
経営指標	経常収支比率											
	医療収支比率											
	職員給与費率											
	薬品費率											
	材料費率											
病床	病床利用率	一般										
		療養										
		結核										
		精神										
		感染症										
	計											

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあつては、病院ごとに作成すること。

2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。

3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等  
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決算)	平成〇年度 (計画前3年度) (決算)	平成〇年度 (計画前々年度) (決算)	平成〇年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成〇年度 (計画初年度)	平成〇年度 (計画2年度)	平成〇年度 (計画3年度)	平成〇年度 (計画4年度)	平成〇年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	A	増減											
	水洗便所設置済人口(人)	B	増減											
	水洗化率(%)	C	増減											
	有取水量(m <sup>3</sup> )	D	増減											
	② 使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	E	増減											
	(使用料収入/有取水量)	F	増減											
	③ 料金改定率(%)	G	増減											
	(料金改定実施年度に記載)	H	増減											
	④ その他( )													
	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)		増減											
職員数(人)		増減												
⑥ 管理運営費(千円)	I	増減												
処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	J	増減												
(I/A)														
⑦ 汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	K	増減												
(汚水処理経費/有取水量)														
⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> )	L	増減												
(汚水処理経費(維持管理費)/有取水量)														
⑨ その他( )	M	増減												
⑩ 使用料回収率(%)	(E/K×1,000)	増減												
⑪ 累積欠損金比率(%)		増減												
⑫ 企業債現在高(百万円)		増減												
収入の確保	使用料収入													
	改善額													
	①有取水量の増加													
	②使用料の適正化													
③収納率の向上														
④その他( )														
改善額														
経営の効率化	管理運営費													
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善額													
	⑤職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	( )													
	うち職員給与費中の退職手当													
⑥その他( )														
改善額														
							計画前5年間改善額 合計							
											改善額 合計			

(参考) 補償金免除額

○計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>2</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等